

太宰府市介護人材確保定着事業補助金に関するQ & A

【申請に関すること】

Q 1 介護人材確保事業と介護人材定着促進事業の両方を申請することは可能ですか。

A 1 補助上限の範囲内（200,000円）であれば、複数のメニューを組み合わせる申請することができます。ただし、申請は年度内1回限りとします。

Q 2 補助事業の着手後でも、交付申請することができますか。

A 2 交付申請は、原則補助事業に着手又は業者との契約をする前に申請する必要がありますが、人材紹介手数料や新規採用職員の募集に関する費用の補助については、すでに募集をかけている案件に対し、活用しても差し支えありません。その他、やむを得ない事情により申請が遅れる場合等については、ご相談ください。

Q 3 申請する際には、どんな書類の提出が必要ですか？

A 3 「太宰府市介護人材確保定着事業補助金申請書」（様式第1号）と事業計画内容がわかる事業計画書、他に見積書や契約書の写しになります。様式第1号は太宰府市ホームページからダウンロードしてご利用ください。事業計画書についても参考様式を太宰府市ホームページに掲載しています。（参考様式に記載されている内容が分かれば、様式は問いません。）

Q 4 変更承認申請書（様式第3号）はどのような場合に提出が必要ですか？

A 4 補助事業の内容や補助対象経費等の変更を希望する場合に、「太宰府市介護人材確保定着事業補助金変更承認申請書」（様式第3号）を提出し、その承認を受ける必要があります。（変更についても、事前申請・事前承認が原則です。）

Q 5 実績報告書（様式第5号）はいつ提出するのですか。

A 5 事業が完了した日の翌日から30日以内に提出してください。事業の完了日が3月の場合は、3月31日までに提出してください。

Q 6 実績報告書に添付する「補助対象経費の支払いを証する書類」とは、具体的にどのような書類が該当しますか。

A 6 対象経費を支払った際の領収書（宛名入り）や職員受領証が基本です。領収書の発行が難しい経費は、請求書+振込明細書等でも構いません。

【補助対象経費に関すること】

Q 7 開催を予定していた事業が中止となりましたが、キャンセル料は補助対象になりますか？

A 7 中止の理由に関わらず、キャンセル料等は補助対象外です。また、事業が中止になった場合、「太宰府市介護人材確保定着事業補助金変更承認申請書」（様式第3号）または「太宰府市介護人材確保定着事業補助金交付申請取下書」（様式第4号）の提出が必要となります。

Q 8 事業所全体のホームページ作成を委託することを予定しており、特に求人募集について掲載をする予定はありませんが、補助対象経費となりますか。

A 8 具体的な求人情報は掲載しなくても、求人のための事業所紹介やスタッフインタビュー等を掲載したいいわゆる「リクルートサイト」を作成するのであれば、対象となります。判断に迷う場合は、事前にご相談ください。

Q 9 「しごとの魅力発信費用」とは、具体的にどのようなものですか。

A 9 子供や学生、シニアの方向けに、介護の仕事の魅力を発信するチラシ・パネル等の作成費用になります。

Q 10 補助対象事業（2）①の対象は、太宰府市民に限定されますか。

A 10 説明会・体験会の参加者が太宰府市民以外の人でも、その開催費用は補助対象となります。

Q 11 説明会・体験会の開催費用とは、どのような費用が対象となりますか。

A 11 主に、会場使用料を想定しています。採用のための会社説明会を行った際の人件費や講師へ支払う交通費も開催に係る費用も対象となります。

Q 12 家賃補助については、職員受領証の他に必要な書類がありますか。

A 12 家賃が分かる書類や書類や、職員へ支払った証明書等が必要です。様式は所定の様式がありますので、太宰府市ホームページからダウンロードしてご利用ください。

Q 13 補助金はいつ振り込みされますか。

A 13 「太宰府市介護人材確保定着事業補助金交付請求書」（様式第7号）を提出していただいてから、不備等がなければ1ヶ月程度で指定された口座に補助金を振り込みます。